

# 資料編

「だいふくプラン2013」の成果と課題

「だいふくプラン2013」評価・分析結果一覧

大分県における新しい時代に対応した福祉の提供ビジョンの概要

平成29年大分県社会福祉協議会実施事業一覧

大分県社協第四次中長期活動計画策定委員会設置要綱

大分県社協第四次中長期活動計画策定委員会委員名簿・策定スケジュール

## 「だいふくプラン2013」の成果と課題

### 重点テーマ1 高齢者・障がい者・子どもとその家族の安心・安全を目指して

地域包括ケアシステム<sup>\*1</sup>の円滑な推進を図るため、介護分野におけるケアマネジャーや介護職等の専門職に対して、充実した研修カリキュラムの企画・実施をし、高齢者とその家族への支援を行い、認知症研修受講者は、目標の約1.5倍の5,590名となりました。認知症高齢者等の急増に伴い、さらに行政や関係機関との一層の連携強化が必要であります。

障がい者支援に関しては、知的障害者施設協議会、身体障害児者施設協議会及び就労支援事業所協議会の運営支援とともに、同協議会が行う研修会やセミナーにおいて虐待防止に関すること、障がい者の就労支援に関すること、また発達障害児支援に関すること等の研修企画・実施を支援し、障がい者に対する支援を行いました。

また、知的障がい児者の生活の安全・安心を保障するため生活保障制度「生活サポート協会」の運営支援と加入促進を図り、障がい児者及びその家族を支援しました。

しかし、種別協議会以外の各障がい者団体等への関わりは薄く、特に在宅の障がい者支援に関しては十分ではありません。今後障がい者の地域移行が進む中、当事者組織などの支援を積極的に図る必要があります。

子どもとその家族への支援として、平成28年度に地域福祉部内に子ども支援センターを設置しました。子どもの貧困対策支援として子ども食堂<sup>\*2</sup>を大分県総合社会福祉会館の1階に開設し、子どもたちへの食事や学習支援を計6回行い、延べ235名の児童の参加を得ました。この体験を子ども食堂開設に向けた手引書として計1,280部作成し、各関係機関、団体等に配布することにより、県内各地での活動の推進に一定の成果をあげることができました。

### 重点テーマ2 社会的孤立の解消を目指して

小地域福祉活動を推進するため、地域福祉コーディネーターの養成・育成に努め、各市町村社協に計49名の職員を養成しました。また、圏域別のサロン交流会を計17回開催し、約1,700人が参加し、各サロン活動の活性化を図ることができました。さらに、買い物弱者支援事業として、「くらしのよりどころづくり包括連携協定」を締結することにより、行政・社協・民間企業の連携体制の構築を図ることができました。

生活困窮者支援に関しては、法施行に基づき生活困窮者自立支援制度の事業を県内18市町村中15市町村の社協が受託し、その活動支援として担当職員の養成・育成、並びに情報共有の場としての連絡協議会の立ち上げ等の支援を積極的に行いました。今後の課題として、関係団体や機関と協働し、ひきこもりやニート、ひとり親家庭の支援をさらに強化する必要があります。

\*1 地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように地域がサポートし合う社会のシステム。

\*2 子ども食堂

子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための日本の社会活動。

### 重点テーマ3 権利擁護システムの確立

権利擁護体制の構築のために、各市町村社協による法人後見の実施やそれに関わる人材計106名の育成を行うとともに、児童、障がい者、高齢者等の虐待防止や孤立防止のための啓発事業の取り組みを行いました。また、法人後見推進マニュアルの作成に組み込み、関係機関への配布を行いました。さらに生活支援専門員や生活支援員の質の向上を図るための研修を開催するとともに、各市町村社協や社会福祉施設職員に対し苦情解決機能の向上を図るためのセミナーを開催しました。今後、裁判所や弁護士会等関係機関とのネットワーク整備をさらに進めていく必要があります。

### 重点テーマ4 災害に強い地域づくり

近年頻発する自然災害に対しその対応の充実強化を図るため、各市町村社協で災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備と定着ができました。また、大分県社協の災害救援の手引きを作成するとともに、災害ボランティアセンターの運営ができるリーダーの養成に組み込み、多くのリーダー養成の成果をあげることができました。福祉避難所として360をこえる施設の指定をし、「福祉避難所開設・運営マニュアル」の作成に組み込みましたが、福祉避難所の運営を進めるための具体的な実務訓練研修強化が課題として残っています。今後災害時のBCP<sup>\*1</sup>の作成や関係団体・機関とのさらなるネットワーク強化が求められます。

### 重点テーマ5 福祉ゾーン機能の充実・確立

ウエルフェアツーリズム事業の充実を図るため、韓国・ソウルで開催された「観光プロモーション」に参加し、韓国の旅行会社等に対し社会福祉介護研修センターや県内の福祉施設を紹介し誘客を図りました。また、韓国釜山の大学で「公開介護技術教室」を開催し、介護技術の指導を行うことにより交流機運の醸成を図りました。この結果、社会福祉介護研修センターを訪れた海外の団体は平成25年度の4団体95人から、平成29年度には14団体324人となりました。今後受け入れ組織の拡大を図るとともにさらなる研修メニューの開発が必要です。

身体障害者福祉センターでは、各種教室や大会等を実施するとともに、公募により愛称「あすぴあおいた」と命名するなど、県民に親しみやすい施設として利用者の拡大に努めてきました。体育室や温水プールの改修工事の影響で若干の減少となった平成28年度を除き、年間利用者数は指定管理者の目標数値(障がい者の利用者数27,000人、全体利用者数76,500人)を上回って推移しています(平成28年度の障がい者の利用者数27,128人、全体利用者数74,457人)。

今後、個々の障がい者のニーズや思いにきめ細かく対応できる施設として、リハビリ拠点としての機能強化など、さらなるスタッフや施設・設備の充実が求められます。

\*1 BCP

事業継続計画 (Business continuity planning, BCP) とは、災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。

### 重点テーマ6 情報発信力の強化

地域づくりを目的とした住民説明会を開催し、調査・分析を行い、その結果の活用を行うことにより広く具体的な情報発信に組み込みました。また、広報誌を定期的に発行するとともにホームページにおける情報発信に努めましたが、さらに迅速でわかりやすい情報提供を行う必要があります。マスコットキャラクターの「だいふくん」の認知度も年々増えてきていますが、継続したPR活動とグッズ開発が求められるところであります。大分県社協の基本的使命として組織全体での取り組みの意識強化が求められます。

### 重点テーマ7 法人の基盤強化

経営基盤強化・発展計画の達成に向けて、補助金・受託金収入を増やすために、積極的に地域福祉推進事業を企画・提案しました。加えて、会費収入を増やすために賛助会員の加入促進を図りました。また、総合社会福祉センターの施設整備やPRを行い貸館収益を増加させ、さらに収入増加策として、時代に沿った自主講演会・研修事業を一層充実させました。

一方、人件費削減のため効果的・効率的な人員配置によって人員を減らし、さらに超過勤務手当の縮減を図りました。また、支出の削減のために、光熱水費や施設管理に係る業務委託費を節減し、消耗品等の事務費節減に組み込みました。

その結果、当期資金収支差額の黒字及び当期末支払資金残高の目標額以上の結果を得ることができました。

しかし、自然災害が頻発しており、災害発生時の費用増加が見込まれるため、今後も安定した収入を確保するとともに、人件費、事務費及び事業費の支出削減に努め、経営基盤の強化を図っていく必要があります。

「だいいくプラン2013」評価・分析結果一覧

重点テーマ1		高齢者・障がい者・子どもとその家族の安心・安全を目指して				
マニフェスト		高齢者や障がい者、子どもとその家族にやさしいまちづくりを推進します				
NO	施策の方向性	具体的な取組み項目	主な取組項目	評価指標	評価結果	主な分析結果
1	地域包括ケアシステムの円滑な推進	(1)地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会への支援	地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会の運営支援として、地域包括ケア研究会の学習協力等の（行政説明等）等を実施した。	種別協議会事務局支援を通して地域ケア会議の機能性の向上を図る。	B	支援センター協議会の運営支援については研修の実施など概ね計画通りに進んだ。
		(2)地域包括ケアシステムに関わるネットワークの強化と人材育成	毎年1～2回開催される「地域川ピリテーション職員研修」に参加し、地域包括ケア研究会の学習協力等の運営支援を通じたネットワークの構築を行った。	毎年開催される地域包括ケア研究会の研修会等に積極的に参加協力を行う。研修会年1回、連絡会等年1回	A	研修会等を通じて社会福祉協議会の機能と役割について各関係機関及び専門職の方々に周知できたとともに、国、県の施策を通じた連携強化を確認した。
2	地域包括支援センターの機能性の更なる向上と連携	(3)地域ケア会議の機能性の向上	老人福祉施設協議会及び地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会において、ケア介護の構成員であるケアマネやヘルパー等に対する職員研修会や地域包括ケア推進に係る研修会（行政説明）の開催した。	種別協議会事務局支援を通して地域ケア会議の機能性の向上を図る。	B	支援センター協議会の運営支援については研修の実施など概ね計画通りに進んだが、地域ケア会議の機能性の向上に及んでいないが不明。
		(4)地域包括支援センターの職員の資質向上	協議会会員センター職員向けに、総会時における職員研修会の開催	種別協議会事務局支援を通して地域ケア会議の機能性の向上を図る。	B	支援センター協議会の運営支援については研修の実施など概ね計画通りに進んだ。
		(5)地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）との連携	地域福祉コーディネーター養成研修の実施	平成27年度までの3カ年で54名の地域福祉コーディネーターを養成	A	小地域活動の要となる地域福祉コーディネーターの重要性から、フィールドワークを含み第4クールまでの全てを受講するシステムで1年を通して実践的な研修を行うことで、各地域ですぐに活用できる人材育成を行った。
3	高齢者の生きがいづくり	(6)高齢者の元気づくりをサポートする人材の育成	25・26年度まで、地区研修会及び生きがい健康づくり推進協力員研修会（全体研修（新人、フォローアップ））を実施。	育成が可能な人材を確保し、その後は養成された人材の活動の場の提供を支援する	A	事業として、平成27年度以降、協力員の新規養成やフォローアップの研修や活動協議会の運営は行っていないが、26年度までの2年間は目標を達成している。
4	認知症高齢者と家族への支援	(7)認知症の方をサポートするネットワークの充実と人材の育成	認知症の方の理解や接し方、認知症予防、認知症家族支援の方法や法制度等について理解を深める「認知症介護教室」を実施する。	著名な講師による認知症講演会の実施や、新たに多様な認知症予防教室を開催し、受講者の増加を図る。	A	「認知症介護教室」に加え、予防という視点に立った様々な「認知症予防教室」を平成27年度から実施し、受講者の大幅増となった。
5	障がい者施設・団体への支援	(8)関係施設・団体への支援	知的障害者施設協議会、身体障害児者施設協議会、就労支援事業所協議会の事務局支援を行った。	種別協議会事務局支援を通して支援を図っていく。	B	障害関係の種別協議会事務局への支援については十分な支援を行ってきた。情報提供や研修内容は充実したものととなった。
		(9)工賃向上に向けた取り組みへの協力	就労支援事業所協議会の事務局支援を行い、職員研修会27年度、28年度各1回職員研修を行うとともに、見本市実施の支援を行った。	種別協議会事務局支援を通して工賃向上に向けた支援を図っていく。	B	種別協議会への支援は十分できている。
		(10)発達障がい者や触法障がい者支援団体の支援	主に知的障害者施設協議会の児童発達支援部会や児童発達支援を行っている施設への支援を行った。裁判所主催の触法障がい者に対する会議に知障協役員が参加した。	種別協議会事務局支援を通して支援を図っていく。	C	種別協議会の支援を通じた研修会の実施はできたが、触法障がい者への支援団体との連携はとれていない。
6	障がい者の地域生活支援	(11)相談支援体制の充実	所内研修の実施による、個々の職員の資質の向上	多様な相談に対応できるような職員のスキルアップ	B	同じ会館内に事務局を置く大分県障害者社会参加推進センターが障がい者からの相談窓口を設置（平成28年4月からは、新条例の施行に伴い、相談員2名を配置）しており、同センターとの連携等を図りながら、相談対応を行っている。
		(12)啓発活動の実施	知的障害者施設協議会の事務局支援を行う中で各種研修を行った。	種別協議会事務局支援を通して支援を図っていく。	B	種別協議会における研修等で対応することとどまっている。
7	子ども・障がい児とその家族への支援	(13)子育て中の親が孤立しない活動への支援	子育て環境セミナーの開催	子育て環境セミナー 年1回×5年=5回	A	サロン立ち上げ助成については、立ち上げ後の運営資金の確保が困難な場合が散見されることから、平成29年度はサロンや子ども食堂の運営助成に切り替えて実施した。
		(14)障がい児とその家族への支援	主に知的障害者施設協議会の事務局支援を通じた支援を行った。	種別協議会事務局支援を通して支援を図っていく。	B	知的障害児とその家族に関しては生活サポート協会の運営支援ができていて、身体障害児の支援については十分でない。
		(15)子どもの居場所づくり支援	生活困窮家庭を主とした「子ども食堂」の開催及び子どもの居場所づくり支援のためのマニュアル作成	子ども食堂の開催 年2～5回=7回開催	A	平成28年9月時点で県内12箇所だった子ども食堂が平成29年9月現在で29箇所まで増加し、実施団体もNPO、民生委員児童委員、大学院等々と多様な実施主体として県内各地に拡大している。

重点テーマ2		社会的孤立の解消を目指して				
マニフェスト		絆を大事にし、孤立ゼロ社会を目指します				
NO	施策の方向性	具体的な取組み項目	主な取組項目	評価指標	評価結果	主な分析結果

8	地域の実情にあった小地域福祉活動の推進	(16)地域の実情にあった小地域福祉活動の普及・啓発（黄色い旗運動の取り組み等）	小地域福祉活動研修会の実施	小地域福祉活動研修会の開催 年1回×5年=5回	A	各研修ともに参加者からその内容の評価が高く、各地域の実情を踏まえた活動の充実には今後も継続した普及啓発が重要である。
		(17)地域の見守りに携わっている方が専門職と協働できる場づくりの推奨	既存の見守り活動と専門職が協働する発展的モデル事例の実施	平成28～29年度の2カ年で杵築市北部において買い物弱者支援に係る移動販売車を活用した見守り活動をモデル事業として実施した。	A	現状の見守り活動の課題等の分析を行い、専門職等と協働し、地域振興や介護予防等の付加価値のついた新たな見守り活動の展開が必要である。
		(18)地区社協やサロン活動に関わる人材育成	サロン活動による見守りネットワーク事例集の作成	サロン活動による見守りネットワーク事例集の作成、各市町村及び市町村社協等へ配布 1000部	A	当初の目標である事例集の作成配布により、サロン活動緑回の促進が図られた。プラン後半はその普及促進が重要である。
9	生活困窮者（経済的困窮者、様々な生きづらさを抱える人、人とのつながりが希薄な人など）の支援	(19)地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の養成・育成、取り組みの研究	地域福祉コーディネーター養成研修の実施	平成27年度までの3カ年で54名の地域福祉コーディネーターを養成	A	小地域活動の要となる地域福祉コーディネーターの重要性から、フィールドワークを含み第4クールまでの全てを受講するシステムで1年を通して実践的な研修を行うことで、各地域ですぐに活用できる人材育成を行った。
		(20)生活困窮者の実態把握と支援の仕組みづくり	生活困窮者自立支援事業の推進	県内18市町村社協の生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の実施	A	モデル事業実施開始当初より県地域福祉推進室と協働し、各市町村社協の事業実施に向けた調整を行った結果、15市町村での実施に至った。
		(21)買い物弱者の暮らしやすい仕組みづくりの支援	買い物弱者支援・見守り活動推進モデル事業の実施	買い物弱者支援に係るモデル事業等を実施し、買い物弱者支援に係る住民啓発を行うとともに、より多くの企業、団体等とのネットワークを構築を目標とする。	A	買い物弱者支援には、福祉のみではなく企業や地域住民等の協力が不可欠であることから、当初啓発事業に取り組み、最終年に向けて買い物弱者支援の基盤となるネットワークの構築を図ることが重要である。
10	ひきこもりやニート、一人暮らし高齢者、一人親家庭の支援	(22)生活福祉資金等を活用した、生活困窮者の生活再建の支援	生活困窮者自立支援事業の推進	貸付金滞滞世帯への面接指導を、年間延べ件数430件を目標に行う。	A	面接件数を目標とし取り組んだが、平日の戸別訪問などでは不在の場合があり、訪問したが面談につながらなかった。
		(23)人との交流、ふれあいの場づくりの支援	サロン活動による見守りネットワーク事例集の作成	サロン活動による見守りネットワーク事例集の作成、各市町村及び市町村社協等へ配布 1000部	A	当初の目標である事例集の作成配布により、サロン活動緑回の促進が図られた。プラン後半はその普及促進が重要である。
		(24)一人暮らし高齢者への安心の提供	買い物弱者支援・見守り活動推進モデル事業の実施	買い物弱者支援に係るモデル事業等を実施し、買い物弱者支援に係る住民啓発を行うとともに、より多くの企業、団体等とのネットワークを構築を目標とする。	A	一人暮らし高齢者が抱える課題に対する各種の事業展開を拡大していく必要がある。
11	関係団体、機関への支援	(25)相談体制の充実	民生委員児童委員を対象とした相談研修会の実施	民生委員児童委員等の相談に関する研修会 年1回	A	民生委員児童委員については毎年体系的な研修を行っているが、2年ごとの改選期には当該研修が重要な学習機会となっていることから、毎年の開催は今後も続けていくことが必要である。
		(26)関係団体、機関の人材育成	おおいた「くらしサポート」事業において、生活困窮者の背景にある社会的孤立の方々への相談支援を行う施設職員によるコミュニティソーシャルワーカーの要請を3年続けていく。	おおいた「くらしサポート」事業参加施設を94から114施設に増やす。コミュニティソーシャルワーカー養成研修を年1回実施29年度までに180人程度養成する。	A	参加施設数は増加があり、現在では97施設となっており、目標には届いていない。コミュニティソーシャルワーカーの養成は目標に達している。
		(27)関係団体、機関の活動紹介	民生委員児童委員を対象としたブロック研修会における生活困窮者自立支援制度の事業説明の実施	民生委員児童委員を対象とした各種研修会、会議における制度の理解促進を図る	A	新たな制度の周知については複数回の説明が重要であり、今後とも機会ごとの事業説明が重要である。
		(28)関係団体への助成金情報の提供	善意銀行一般預託金を小規模の団体を中心に配分した（25年度13団体、26年度8団体、27年度8団体、28年度8団体、29年度7団体）	生活困窮者支援団体へ配分する	A	子ども支援センターの設置により、子ども食堂をはじめとした子どもの貧困に対する支援を実施できた

重点テーマ3	権利擁護システムの確立
マニフェスト	権利擁護システムの確立

NO	施策の方向性	具体的な取組み項目	主な取組項目	評価指標	評価結果	主な分析結果
12	市町村の法人後見の仕組みづくり及び市民後見人の養成、拡充	(29)法人後見の必要性の啓発	成年後見セミナーを年1回開催。成年後見推進連絡会議を年1回開催。市民後見人の養成に係る支援を年2回実施。	年1回以上、セミナーや研修会を開催する。	A	啓発は充分取り組んでいるが、今後は具体的な支援策が必要である。
		(30)法人後見の仕組みづくりに関する研究	連絡会の開催、情報交換会の開催、成年後見推進連絡会の開催	平成28年度中に市町村社協版「法人後見推進マニュアル」の作成	A	これまで各種会議や研修会において、法人後見事業の先進事例の提供や今後の市町村社協における重点事業としての意義について説明した結果、現在県内2社協において法人後見センターが設置され、4社協において設置に向けた取り組みが開始されている。
13	関係機関との連携及び広報・啓発	(31)裁判所や弁護士会等関係団体とのネットワークの整備	関係機関連絡会議を年1回開催。成年後見推進連絡会議を年1回開催。	関係機関連絡会議、成年後見推進連絡会議を年1回以上開催する。	A	日常生活自立支援事業をとりまく課題等について、関係機関との情報の共有を行っており、金融機関、弁護士会、司法書士会NPO等からも事業に対する正しい理解と、事業の課題に対する連携など、定期的に開催していく必要がある。
		(32)成年後見制度や日常生活自立支援事業のパンフレットの配布	毎年パンフレットを作成し市町村社協はもとより、民生委員・児童委員、等に配布したほか、各種会議や研修会において両制度の周知を行った。	日常生活自立支援事業については、毎年5,000部印刷し市町村社協等に配布する。成年後見制度のパンフレットも市町村社協に配布する。	A	今後も継続して定期的にパンフレットを配布するなど、様々な媒体を通じて広く周知に努める必要がある。
		(33)広報誌やホームページ等を活用した、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知	本会ホームページに情報を掲載した。	ホームページ及び広報誌に掲載、情報発信していく。	A	今後も継続して、ホームページ及び広報誌に掲載する必要がある。
14	虐待の防止	(34)虐待防止のための啓発活動	民生委員児童委員研修会での虐待防止講習会等の実施	民生委員児童委員に対する研修実施	A	民生委員児童委員への虐待防止啓発研修を定例化することで、担当地域での活動の一環として地域住民への啓発にも繋がっている。
		(35)日常的な見守り、助け合い活動の普及、充実	県民生委員児童委員協議会による子育てサロン助成事業の実施	県民生委員児童委員協議会による子育てサロン助成事業の実施	A	子育てサロンは立ち上げ後の活動費の継続的確保が困難なことから近年申請件数が減少しており、今後は活動継続のための有効な支援が必要である。
15	障がい者の権利擁護	(36)福祉情報の提供	日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用援助により権利擁護に努めている。	日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用援助を通して、今後も継続して権利擁護関連の情報提供を行う。	A	制度利用者に対する情報提供のみでなく、一般住民に対する情報提供の仕組み作りが課題である。
		(37)利用者の権利擁護に関する制度の普及	障がい者やその家族の会並びに各障害者団体の会議、研修会に参加し、日常生活自立支援事業の制度を周知・普及を行った。	障がい者に関しては知的障がい、身体障がい関係への周知に偏っており、今後は精神障がい関係への周知が課題である。	A	
16	権利擁護に関わる人材の育成	(38)生活支援専門員や生活支援員の質の向上	専門員・支援員を対象とした新人研修会およびスキルアップ研修を毎年計5回開催。	継続して年5回以上開催していく。	A	今後は障害の特性に応じた相談支援技術の向上のための研修が必要である（特に精神障がい）。
		(39)苦情解決機能の向上	苦情解決セミナーを開催(27年度167人、28年度134人)	苦情解決セミナーに累計750名の参加	A	28年度は開催日が悪天候となったために参加者が減ったが、目標は達成できた
		(40)第三者評価調査員の質の向上	社会的養護関係施設第三者調査者継続研修、第三者評価事業評価調査者リーダー研修会、第三者評価調査者及び外部評価調査員合同研修会、「意見交換会」をそれぞれ開催	第三者調査者、外部調査員の研修を年3回程度研修を行う。	A	評価機関として調査者の質の向上に努めた。

重点テーマ4	災害に強い地域づくり
マニフェスト	災害が起きても安心・安全な地域づくりを推進します

NO	施策の方向性	具体的な取組み項目	主な取組項目	評価指標	評価結果	主な分析結果
17	災害時要援護者をまもる地域コミュニティの構築	(41)福祉避難所の設置促進、要援護者避難訓練の支援	平成25年8月に「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成。	18市町村で実施	C	総合防災訓練の実施市町村数を目標としていたため、50%となったもの。
		(42)災害時の専門ボランティアの確保と支援の方法	看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士等専門職から、災害時に福祉避難所等で活躍していただく方の登録を進める予定だった。	18市町村で実施	C	専門職の団体と協議を進める必要がある。
18	市町村災害ボランティアセンターの円滑な運営のための体制整備	(43)市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備、定着		各市町村社協においてマニュアルを作成する	A	
		(44)市町村における災害ボランティアネットワークの整備	市町村社協を個別訪問し、設置していないところには、必要性を説き、早急な立ち上げをお願いしている。	18市町村全てにネットワークを作る	C	全ての市町村社協を回れておらず、年度末までに早めに設置依頼行脚をしたい。
		(45)外部からの支援を活かせるマニュアルの整備促進	災害ボランティアセンター運営リーダー研修を、平成25年度から27年度まで及び平成29年度に実施（実施予定）	25名×5ケ年＝延べ125名	A	多くのリーダー養成ができたものの、質の維持、及びさらなる向上について、検討すべき。
19	情報収集・発信体制の整備	(46)社会福祉協議会間、社会福祉施設間での応援協定の締結、整備	県内社会福祉協議会災害時応援協定の締結 県内社会福祉施設が被災した場合、人的・物的支援を施設間同士でお互いに助け合うことを目的とした「大分県社会福祉施設等災害時応援協定」を平成24年度に締結し、同年2施設の応援を実施している。	県内全社会福祉協議会間での災害時応援協定の締結 18市町村及び県社協＝19社協 各種別協議会の全施設が加入及び、災害時に各施設への調査、応援を素早く実施する	A	県内全ての社会福祉協議会の協力のもと県内全てを網羅する災害時応援協定を締結した。 頻発する災害に各施設とも災害時対応についての意識が高くなってきている。
		(47)社会福祉協議会間、社会福祉施設との連絡窓口の共有化	大分県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成（H25）	情報収集体制を一本化する	A	実際に災害に対応することで、連絡窓口を一本化することが必ずしも適切ではないように感じた
		(48)県社協の災害対策マニュアルを見直し	平成26年3月に災害救援の手引きを作成した。	マニュアルの見直しを行う	A	平成28年の熊本地震、平成29年度の九州北部豪雨及び台風18号被害に役立てた
		(49)東日本大震災、九州北部豪雨災害の検証に立った組織化の推進	東日本大震災等を踏まえ、災害時要援護者支援体制の構築に係る研修会を18市町村で各1回実施することや災害時個別行動計画を作成する際の支援をすることとした。	災害時要援護者支援体制の構築に係る研修会 18市町村各1回	C	災害時要援護者対策は、社協だけの取り組みでは進まない。行政との連携協力が課題。
20	小さな地域単位での避難体制の組織化	(50)県災害ボランティアセンターのあり方の協議、検討	平成26年度末（平成27年3月）に「大分県社会福祉協議会災害救援の手引き」を作成	県社協災害救援の手引きを作成する	A	平成26年度末（平成27年3月）に「大分県社会福祉協議会 災害救援の手引き」を作成
		(51)県社協事務局が大震災発生時に、直ちに機能するための環境整備	平成27年3月、県が社会福祉協議会センターに「県災害ボランティアセンター」が設置される場合を想定し、災害ボランティアセンター機能強化のため、次の備品・消耗品を配備した。 発電機2台、衝立式パネル5枚、投光器5台	県、地域福祉部との協議・情報交換を密にし、災害ボランティアセンターが設置される場合、特に初動時の社会福祉協議会センターの役割及び施設の管理運営方法について、明確にするとともに、県が進める施設・備品整備等への協力により、災害ボランティアセンターが機能するための万全の環境整備を図る。	B	県広域防災拠点基本計画で、社会福祉協議会センターに災害ボランティアセンターが設置されることが明確化されたので、県及び地域福祉部との連携をより一層図り、災害ボランティアセンターが有効に機能するための環境整備を行う必要がある。

<b>重点テーマ5</b>	<b>福祉ゾーン機能の充実・確立</b>
マニフェスト	新たな福祉ゾーンの整備を進めます

NO	施策の方向性	具体的な取り組み項目	主な取組項目	評価指標	評価結果	主な分析結果
22	蓄積された福祉のノウハウを国内外に発信します (ウェルフェアツーリズム事業による東アジアとの連携)	(52)受け入れ組織体制を確立	平成26年度、平成27年度と県が韓国・ソウルで開催した「観光プロモーション」に参加し、韓国の旅行社等に対して研修センターや県内の福祉施設を紹介し、誘客を図った。平成27年度は韓国旅行社等の23人と面談を行った。平成28年度は15人と面談を行った。	県、県社協、各施設協、大学などの教育機関、旅行社等による受入組織体制を確立し、高齢者、障がい者、児童など幅広い福祉分野の視察受入施設確保や施設での研修、ボランティア受入等のメニュー開発などを図ることが必要である。	B	現在、海外からの視察者の依頼により、研修センター以外の福祉施設の視察先を探す場合は、研修センターから個別に各施設に当たっているが、なかなか受入施設を探すことが難しい状況である。関係団体等への理解を図り、受入組織を確立し、海外団体の視察受入施設の確保、研修メニュー開発等を行う必要がある。
23	障がい者の心とからだのバリアフリーを整備します (障害者総合支援法に基づく新たな総合福祉センターづくりを目指します)	(53)県行政と連携した取り組み	愛称「あすびあおおいた」を公募により決定	愛称の命名	A	愛称の命名という目標は達成したが、依然、正式名称（身体障害者福祉センター）の問題は残る。障がいの種別を問わず利用できる施設としての「障がい者福祉センター（仮称）」への名称変更に向けて、引き続き県と協議を行っていく必要がある。
		(54)県立美術館との連携した取り組み	特になし	県立美術館と連携し、芸術ゾーンと福祉ゾーン双方の機能が相乗的に効果をもたらすような周遊ルートの確立	C	元々、センターが中心市街地からは若干離れており、循環（周遊）ルートに組み込むのは難しかった。現在は、中心市街地循環バス「大分キャンパス」として、大分駅、コンパルホール、県立美術館、ホルトホール、大分市美術館等の周遊ルートで運行されている。

<b>重点テーマ6</b>	<b>情報発信力の強化</b>
マニフェスト	社協や福祉の情報を身近に直接発信します

NO	施策の方向性	具体的な取り組み項目	主な取組項目	評価指標	評価結果	主な分析結果
24	徹底した現場主義に基づいて、地域と一緒に新たな社協活動を展開	(55)現場主義を進めるための組織体制の実証、改良	平成26年度には、施設支援課と団体支援課を統合し、施設団体支援課に改編した。平成27年度に研修部門の一体的かつ効率的な運営を図るため、社会福祉介護研修センターの組織改編を行った。	ニーズに合った組織改編を実施	A	時代のニーズに合った連携・協働が取れるよう、必要に応じて組織改編を行うことができた
		(56)現場の意見を聞き、調整する場づくり	地域福祉推進委員会における組織体制強化に係る本委員会及び部会の運営	地域福祉委員会 年3回 各部会 年9回	A	各市町村社協が抱える課題等について、共通課題や地域別課題等の分析を行い、それぞれを部会及び作業部会等において協議検討した結果に基づく事業展開が図れた。
		(57)市町村社協、社会福祉施設での職員実習	勤務年数3年未満の職員を対象に特別養護老人ホームでの現場実習を実施(27年度、28年度とも対象者なし)	必要に応じて派遣を継続	A	各職員が業務に活かしていく
25	「だいふくん」を活用した、グッズ・書籍の作成・販売・普及、イベントプロデュース	(58)「だいふくん」着ぐるみを活用したイベント等でのPR	県内を中心に、本会及び他団体等が主催するイベントでPR活動を行った。32回(25年)、26回(26年)、13回(27年)、回(28年)、回(29年)	60回(月1回)のPR活動を実施。	A	自主的なPR活動以外にも、他団体・他業種主催の行事への参加を呼びかけられる機会が多くなったため。
		(59)就労支援事業所との協働	事業所の施設長研修等でデザインの無償提供等の情報提供を行った	-	A	引き続き、商品化に向けたアプローチを継続する。
		(60)だいふくんグッズ・書籍を活用したPR	平成25年度には、クリアファイルを作成し、PR活動に活用した	-	B	-
26	広報誌やホームページ、SNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)による、関係機関や地域活動団体の取り組みの紹介	(61)先進的な地域福祉活動の取り組みの発信	広報誌で先進的な地域福祉事業(鈴鳴荘の100円居酒屋、白杵市市民後見センター等)を紹介した。	-	A	広報誌だけでなく、ホームページやフェイスブック等のインターネット媒体で、リアルタイムな情報発信をしていく必要がある(発信部所に偏りがある)
		(62)社会福祉協議会や社会福祉施設の紹介	関係機関(こころからの相談支援センター)等を取材し、広報誌で紹介した	-	A	広報誌だけでなく、ホームページやフェイスブック等のインターネット媒体で、リアルタイムな情報発信をしていく必要がある

<b>重点テーマ7</b>	<b>財政基盤の確立</b>
マニフェスト	財政再建、組織体制強化により、地域福祉推進機能を充実させます

NO	施策の方向性	具体的な取り組み項目	主な取組項目	評価指標	評価結果	主な分析結果
27	「経営基盤強化・発展計画2012」の着実な推進(平成29年度まで継続)	(63)財政再建	・補助金・委託金の受託内容の検討・要望(人件費等) ・参加費収入、福祉サテライト評価事業の手数料収入の減少に伴う対策 ・賛助会費の見直し	安定的な経営基盤の確立	B	当期資金収支差額は27年度から黒字となったが、経営基盤の強化のための取り組みは必要
		(64)組織体制強化	・正規職員の計画的な採用を実施(27年度1名採用、28年度1名採用、29年度1名採用内定後辞退) ・人事考課制度の見直し ・事務員の処遇改善(28年度より通勤手当を全額支給)	正規職員31名	A	若手職員の定着支援が必要(27年度末退職者3名)

## 大分県における新しい時代に対応した福祉の提供ビジョンの概要

### 大分県における新しい時代に対応した福祉の提供ビジョンの概要

#### 第1章（社会背景）

○ 今、守るべきものが守れなくなっています

**『命』を守る**

- 平成24年及び29年の豪雨災害
- 平成29年の熊本地震の経験

**『くらし』を守る**

- ゴミ屋敷や8050問題等
- 個別分野で対応できないケースの増加

**『人らしさ』を守る**

- 認知症高齢者の見守りやこどもの見守り
- 公的支援では賄いきれないニーズへの対応

#### 第2章（大分県内の状況）

○ 自治体を維持できなくなる可能性～他人事ではない

**社会背景への対応**

**（人口減少社会の進行）**  
平成26年の日本創世会議による消滅可能性都市（県内11自治体）  
過疎地域では、買い物や移送、配食等の地域課題が既に山積

**（制度の狭間のニーズ）**  
平成27年の生活困窮者自立支援法の施行による体制の整備  
支援が硬直化しているケース（約77件/年間）

**相談現場のや社会福祉協議会の抱える課題**

- 相談できる場所がない、繋ぎ先がない等物理的な課題
- 複合的なニーズを持つ相談に対する連携の不足
- 地域づくりのノウハウはあるものの、人人体制が不足し活動が停滞

#### 第3章（目指すべき姿の具体）

○ 目指すべき『我が事・丸ごと』地域共生社会のすがた

**国の動向（厚生労働省の『本気』）**

- 平成28年7月 『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部の設置
- 平成29年5月 社会福祉法の改正（地域共生社会の推進を盛り込む）

**『大分県版福祉ビジョン』**

**（包括的な相談支援体制の構築）【丸ごと】**

- 相談機関共通のフェイスシートの作成
- 自立相談支援機関等への相談支援包括化推進員の配置

**（地域における包括的な支援力の強化）【我が事】**

- 地域協議会の活用
- 社会福祉協議会等への地域力強化推進員の配置

#### 第4章（今後の方向性）

○ 『理念・理想』で終わらせないしかけ  
実現に向けたロードマップ

- 県及び市町村、社協等が理念を共有し、役割を認識して推進
- 平成32年を実現の目標とする年次計画

**分野別計画への記載のポイント**

- 地域福祉（支援）計画への反映
- 介護保険事業（支援）計画への反映

**大分県社会福祉協議会の取組**

- 地域共生社会の推進に関する情報収集や提供（地域共生社会推進連絡会議等）
- 地域力強化推進員等の養成

## 大分県版福祉ビジョンの概要（第3章）～目指すべき姿の具体～

### 目指すべき姿の具体（目指すべき『我が事・丸ごと』地域共生社会のすがた）

**厚生労働省の『本気』**

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の発表
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」
- 同年7月 『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部の設置（厚生労働省内）
- 平成29年2月 第193回通常国会に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」を提出
- 同年5月 可決成立（地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正等）

**今改めて「大分県の方向性」を見直す**

#### 大分県版の福祉ビジョン全体像

○ 【丸ごと】包括的な相談支援体制の構築  
（相談支援機関共通のフェイスシート）

- 地域に適切な相談機関がない等の理由で、支援が行き届かないケースが存在
- 全相談窓口に通じる「フェイスシート」を設置し、どこでも「一旦受け止める」体制の整備

（相談支援包括化推進員の配置）

- 一次対応力の向上に併せ、複合的なニーズに対応する相談支援ネットワークの構築を推進
- 自立相談支援機関等に「相談支援包括化推進員」を配置し、ネットワークをコーディネート

○ 【我が事】地域における包括的な支援力の強化  
（地域協議会の活用）

- 地域課題の解決方法として、社会福祉法人の専門性や即応性は有用

（地域力強化推進員の配置）

- 既存会議体に多く共通する社会福祉協議会に「地域力強化推進員」を配置
- 各会議体の情報共有や連携強化を行うとともに、地域づくりを専門的に推進する

## 大分県版福祉ビジョンの概要（第1・2章）～社会背景と県内の状況～

**社会背景（今、守るべきものが守れなくなっています）**

**『命』を守る**

- 災害の経験
- 平成24年及び29年の九州北部豪雨
- 熊本地震

**『くらし』を守る**

- 社会問題
- ゴミ屋敷
- 8050問題
- ひきこもり

**『人らしさ』を守る**

- 社会の変容
- 近所づきあいや地域の有り様の変化

地域の住民全体で地域を守ることの重要性を再認識

『高齢者』『障害者』等個別分野で完結できないニーズへの対応が急務

公的支援では賄いきれないニーズについて地域の支え合いが必要

**県内の状況（自治体を維持できなくなる可能性～他人事ではない）**

**県内の抱える課題（社会背景・相談支援現場等の課題）**

○ 人口の減少にどう立ち向かうのか  
（大分県の状況）

- 平成26年5月、日本創世会議の発表「消滅可能性都市」県内8市2町1村
- 人口減少とさらなる高齢化の進行
- 過疎地域における生活課題の深化

（一部地域での取組）

- 住民型有償サービス
- 社会福祉法人による地域貢献

○ 制度の狭間のニーズの状況  
（生活困窮者自立支援法の施行）

- 平成27年度の施行以降、個別分野にとらわれない包括的な支援を実施
- 年2,000件を超える新規相談受付

（支援の硬直化の状況）

- 地域資源がない等により、支援が硬直化しているケースが約4.2%
- 相談員の疲弊やサービス低下へ

○ 相談支援現場の抱える課題  
（物理的な課題）

- 専門的な相談機関が地域にない
- 地域資源が不足し、行き詰まる

（連携に関する課題）

- 複合的なニーズへ対応する連携不足

○ 社会福祉協議会の現状

- 本来的には地域福祉推進の主体
- ノウハウはあるものの、体制が不足

**今改めて「大分県の方向性」を見直す（地域共生社会＝孤立ゼロ社会）**

「待ったなし」の状態である中、可能な限り支え合うことのできる地域の実現を目指し、以下の取組を行うこととした。

- 「研究作業部会」の設置（大分県版福祉ビジョンとその実現に向けた工程表の作成）
- 「『我が事・丸ごと』地域共生社会推進会議」の設置（県・市町村及び社会福祉協議会等で理念や取組を共有）

## 大分県版福祉ビジョンの概要（第4章）～今後の工程と方向性～

### 目指すべき姿の具体（目指すべき『我が事・丸ごと』地域共生社会のすがた）

**理念の実現に向けたロードマップ**

（ロードマップの趣旨）

- 実現に向けて、自治体や社会福祉協議会が同じ理念を共有し、それぞれの役割を意識した推進が不可欠

（具体的なイメージ）

- 『我が事・丸ごと』地域共生社会推進会議  
関係機関と理念や情報を共有  
各計画への反映状況を確認するとともに、恒久的な仕組みの構築を促進
- 人材育成やツールの開発  
相談支援包括化推進員や地域力強化推進員の養成  
丸ごと相談受付票の作成と活用に向けた研修等の実施

	2016年 (平成28年度)	2017年 (平成29年度)	2018年 (平成30年度)	2019年 (平成31年度)	2020年以降 (平成32年度)
厚生労働省の動向	我が事・丸ごと地域づくり推進事業 （生活困窮者自立支援法改正） 介護保険法 社会福祉法改正	生活困窮者自立支援法の改正 介護・障害福祉 改正	生活困窮者自立支援法の改正 介護・障害福祉 改正	新たな 制度改正	全面展開
大分県・大分県協	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）
市町村・市町村協	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）
社会福祉法人	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）	大分県版福祉ビジョン策定 （大分県版福祉ビジョン策定）

**各施策との連携（介護保険、地域福祉）**

（生活困窮者自立支援制度との関連）【地域福祉計画】

- 地域共生社会の基本的な考え方
- ・ どのようなニーズも受け止める仕組みの構築
- ・ 相談支援包括化推進員の配置

（地域包括ケアシステムとの関連）【介護保険事業計画】

- ・ 日常生活を支援する体制の整備
- ・ 地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- ・ 日常生活圏域
- ・ 日常生活支援等への取組及び目標設定
- ・ 地域包括支援センターの設置、適切な運営等

**大分県社会福祉協議会の取組**

ビジョンの実現に向けて、以下の取組を行う。

（地域共生社会の推進に関する情報収集や提供）

- ・ 『我が事・丸ごと』地域共生社会推進会議の開催
- ・ 研究作業部会の開催

（地域力強化推進員等の養成）

- ・ 「地域力強化推進員」養成研修
- ・ 「相談支援包括化推進員」養成研修
- ・ 「地域力強化推進員及び相談支援包括化推進員等連絡会」の開催

（大分県社会福祉協議会地域福祉推進委員会 平成29年9月）

平成29年度大分県社会福祉協議会実施事業一覧

<b>総務・企画情報部</b>
法人運営事業
災害ボランティア活動支援対策事業
苦情解決事業
善意銀行事業
大分県総合社会福祉センター運営事業
民間社会福祉従事職員互助共励事業
民間社会福祉施設職員退職共済事業
<b>福祉資金部</b>
保育士修学資金等貸付事業
児童養護退所自立支援資金貸付事業
ひとり親高等職業訓練資金貸付事業
介護福祉士修学資金貸付事業
生活福祉資金貸付事業
臨時特例つなぎ資金貸付事業
<b>社会福祉介護研修センター</b>
福祉サービス実践力向上研修事業
介護担当職員専門研修事業
福祉用具専門研修事業
介護支援専門員実務研修事業
介護支援専門員専門研修事業
介護支援専門員受験準備講習会事業
認知症対応型サービス研修事業
社会福祉施設職員等研修事業
認知症介護実践者研修事業
相談支援従事者研修事業
福祉介護人材確保対策事業
マッチング支援等事業
介護ロボット実用化支援事業
ウェルフェアリズム推進事業
介護支援専門員実務研修受講試験事業
介護ロボット普及推進事業
福利厚生センター事業
県社会福祉介護研修センター事業
県福祉人材センター事業
介護実習普及センター事業
地域介護教室実施事業
高齢者総合相談センター事業
福祉用具・介護ロボット地域普及啓発事業
放課後児童支援員研修事業
おおい介護ロボット等導入促進事業
障がい者雇用アドバイザー配置事業
介護男子プロジェクト事業

<b>地域福祉部</b>
地域福祉委員会事業
地域福祉コーディネーター研修事業
買い物弱者支援による地域のよりどころ推進事業
地域福祉啓発推進事業
県地域福祉推進大会事業
広域型権利擁護センター設置促進事業
民生委員互助事業
子ども支援事業
地域福祉推進活動事業
調査広報事業
日常生活自立支援事業
地域のつながり応援事業
社会福祉法人地域公益活動推進事業
広報啓発事業
<b>施設団体支援部</b>
教員免許介護等体験事業
児童福祉事業
社福法人・施設による社会貢献事業
介護職員初任者研修助成金事業
介護補助職導入支援事業
経営支援室事業
社会福祉施設経営指導事業
民間社会福祉施設振興資金貸付事業
福祉サービス評価事業
<b>市民活動支援部</b>
ボランティア市民活動センター運営事業
ボランティア協力校事業
NPOボランティア活動促進事業
ボランティア体験研修事業
ボランティア専門研修事業
福祉ボランティアリーダー研修事業
災害ボランティアセンター運営支援事業
ボランティアNPO協働推進事業
フードバンクおおい推進事業
いきいきセカンドライフNPO・ポライターン事業
福祉避難所体制強化事業
国民文化祭応援企画実施事業
おおいボランティア・NPO推進大会事業
長寿いきいきセンター事業
ふくしまっこ応援プロジェクト
<b>身体障害者福祉センター</b>
身体障害者福祉センター事業

大分県社協第四次中長期活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人大分県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、大分県社協第四次中長期活動計画（以下、「計画」という。）策定のため、計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる区分の中から、本会会長が委嘱する。

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 社会福祉施設
- (3) 社会福祉関係団体
- (4) 学識経験者
- (5) 行政
- (6) その他委員として適当と認められる者

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の目的達成により終了するものとする。

(業務)

第4条 委員会は、会長により諮問された計画策定案を検討し、その結果を会長に答申する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、会長が招集し、委員長が議長となる

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会総務・企画情報部で行う。

(補足)

第8条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、本会会長が定める。

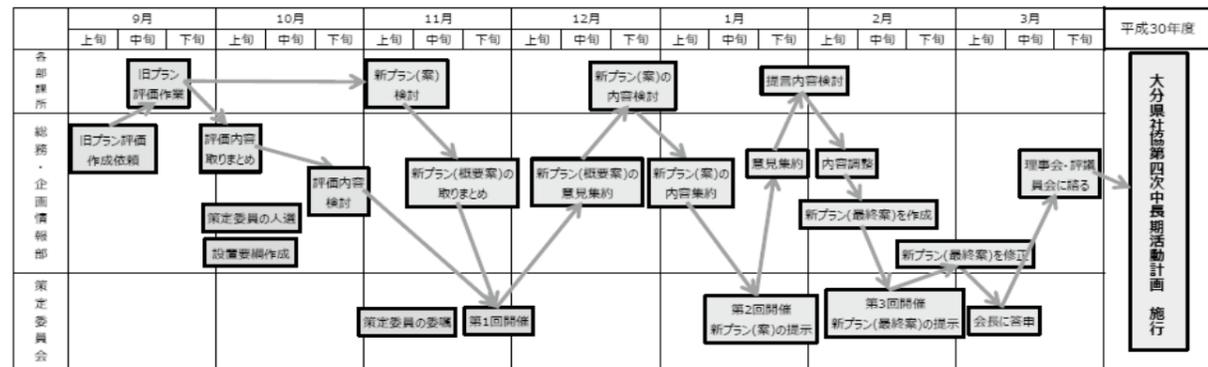
附則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

# 大分県社協第四次中長期活動計画策定委員会委員名簿

構成区分	氏名	役職名	備考
市町村社協	石井 由久雄	玖珠町社会福祉協議会 会長	副委員長
	今山 正弘	佐伯市社会福祉協議会 事務局長	
	三原 米吉	中津市社会福祉協議会 事務局長	
社会福祉施設	大木 隆	大分県老人福祉施設協議会 会長	
	平原 伸	大分県知的障害者施設協議会 会長	
	三浦 晃史	大分県身体障害児者施設協議会 会長	
	佐藤 成己	大分県保育連合会 会長	
	松永 忠	大分県児童養護施設協議会 会長	
社会福祉団体	定宗 瑛子	大分県民生委員児童委員協議会 会長	
	四ツ谷 年晴	大分県老人クラブ連合会 常務理事	
	幸 紀人	大分県ボランティア連絡協議会 会長	
	吉田 ミユキ	大分県共同募金会 常務理事	
	船田 茂	大分県社会福祉士会 会長	
	田中 努	大分県介護福祉士会 副会長	
関係団体	正田 泰文	大分県障害者社会参加推進センター 事務局長	
	青木 博範	生活協同組合コープおおいた 理事長	
学識経験者	井上 雅公	大分県医師会	
	衣笠 一茂	大分大学福祉健康科学部 学部長	委員長
行政	村上 和子	社会福祉法人シンフォニー 理事長	
	壁村 梨恵	大分県福祉保健部 地域福祉推進室 室長	
	清末 敬一郎	大分県福祉保健部 高齢者福祉課 課長	
	高橋 基典	大分県福祉保健部 障害福祉課 課長	
	大戸 英輔	大分県福祉保健部 こども・家庭支援課 課長	
県社協	後藤 素子	大分県生活環境部 県民生活・男女共同参画課 課長	
	伊東 敏秀	大分県社会福祉協議会 事務局長	

# 大分県社協第四次中長期活動計画策定スケジュール



**大分県社協第四次中長期活動計画**  
**だいふくプラン2018**  
 平成30年12月  
 発行 社会福祉法人大分県社会福祉協議会  
 〒870-0907 大分県大分市大津町2-1-41  
 TEL 097-558-0300  
 FAX 097-558-1635